

議会運営委員会確認事項等（5月臨時会）

1 正副議長の辞職及び選挙

- (1) 慣例により日程（討論採決）終了後、議長は辞職のあいさつをする。
- (2) 副議長は「議長の辞職について」を日程に追加し、簡易採決で許可する。
なお、辞職の許可は議事のため、地方自治法第117条の規定により除斥（退席）する。
- (3) 暫時休憩後、議長選挙を日程に追加し選挙を行う。
- (4) 副議長についても同様とする。

2 常任委員会及び議会運営委員会委員の選任

任期は1年のため全員選任する。

3 特別委員会委員の追加選任

任期は事務完了までであるが、辞任者がある場合は追加選任をする。

なお、辞職の許可は議事のため、地方自治法第117条の規定により辞任委員は除斥（退席）する。

4 一部事務組合議会議員の追加選挙

任期は議員の任期であるが、慣例により2年で改選をしている。

※ 変更があれば追加選挙を日程追加する。選挙のため辞任の除斥（退席）はしない。

※ 辞任議員は、後日「辞職願」を提出する。

5 農業委員会委員の推薦及び監査委員の選任同意

議事のため除斥（退席）する。前任者は、「辞職願」を後日提出する。

6 時間延長及び会期延長

議長発議とするが、原則としてその前に議会運営委員会、会派代表者会議、全員打合せ会などで調整をする。

7 議長はじめ役員人事の調整

副議長、新議長が取りまとめるのが慣例である

※ 無会派の控室は議員控室とする。

8 議案審議後の説明員の出席

従来どおり二役、参事、総務部長及び教育長とする。

9 その他

会派変更が大幅にあった場合は、議席指定変更について確認する。